

別記第12号様式の2（第4の2の事項関係）

北海道警察函館方面本部告示第 31 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 16 日

北海道警察函館方面本部長 角 田 秀 人

1 聴聞の期日

令和 8 年 4 月 23 日（木）午前 10 時 0 分

2 聴聞の場所

函館市石川町149番地23

北海道警察函館方面本部函館運転免許試験場 2 階 聴聞・意見の聴取室

注 規格は、A列4番縦長とする。